

# 6月19日 昼休み

# 研究休職、サバティカル…… 学部長との懇談 論点はここだ

## 人文教職員の知恵と総意で 論点は「安心して1年間抜けられること」

懸案となっているサバティカル、研究休職、長期出張を含むさまざまな研究助成制度の活用につき、19日(月)昼休み、安食学部長と懇談します。

組合としても、学部執行部にまかせきりにすることなく、支部をはじめとした教員と職員の知恵を集約しつつ、制度を実現していきたいと考えています。

実際に長期にわたって海外等に研究出張させようとしたら、その分の委員会の配分やコース・プログラムの順番で利用させるのか、代表等をどうするのか、授業をどう配分するのかなどの問題を解決する必要が出てきます。また、ここ10年そのあと均等に利用できるために何が必要なのかなどの問題もあります。

「研究者であること」をもちたいせつに、「ここの組合の問題提起です。お時間ある方はぜひご参加を。次号本紙で詳報します。」

2016年7月13日に大阪高等裁判所の下した不当判決を不服として京都大学職員組合の組合員ら105名が上告した未払い賃金請求事件において、最高裁判所第三小法廷は去る6月6日に、上告棄却決定通知書を送ってきました。その内容は、実質的な理由を付さない形式的な文言によるもの。

### 震災臨時減額賃下げ裁判

## 京都大、ILOへ

2017年6月6日  
最高裁で上告棄却

控訴審判決は、国立大学法人京都大学が強行した賃下げについて、運営費交付金の減額分をカバーできる十分な財源があり、かつ、減額された賃金が被災地復興に使われていなくても、国の要請さえあれば合法だとしていました。最高裁はこれを是認したものであり、労働者の権利を正面から否定する暴挙です。

国際労働機関 (ILO) 「結社の自由」委員会は、「国立大学当局の一方的賃金切下げに反対する国立大学職員組合による訴訟の結果報告を継続するよう要請する」と指摘し、さらに2016年6月11日のILO理事会で承認されました。京大職組はこれをふまえ、国際機関への申立てを検討するとしています。

## 新入組合員歓迎会 7月12日

詳細は後日。  
日程だけ入れてください



### 三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年 6月20日 (火) 第172号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com